

少年法の適用対象年齢を現行の20歳未満から18歳未満に引き下げることに対する総
会決議

決議の理由

1 はじめに

平成27年(2015年)6月17日に成立した公職選挙法において、少年法について「検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と定められたことを機に、法制審議会等において、少年法の適用対象年齢引き下げの議論がなされている。

当会は、平成27年(2015年)7月3日、「少年法の適用年齢の引き下げに反対する会長声明」を出しているところであり、また、平成29年(2017年)10月7日に「少年法適用年齢引き下げ問題シンポジウム～18歳の万引き少年はどこへ行くべきか?～」を開催したが、現在の少年法の適用対象年齢の引き下げに関する議論状況に鑑み、改めて本決議を行うものである。

2 現行少年法の理念及び仕組みについて

(1) 現行少年法は、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする」と定めるとおり(少年法第1条)、少年の健全な育成を期することをその理念としている。

そして、その理念の下、少年が人格の形成途上にあり、精神的にも肉体的にも未熟であって、可塑性に富んでいることに鑑み、少年が罪を犯した場合には、刑罰ではなく、少年の立ち直りや再犯の防止を目指し、教育としての保護観察・少年院送致等の保護処分を行うこととしている。

(2) 少年法では、軽微な窃盗や軽度な暴行事件等の比較的軽微な事案であったとしても、非行事実を犯したとされる少年はすべて家庭裁判所に送致されることになる(全件送致主義)。これは、少年の非行の背景には、様々な要因が隠れていることがあり、家庭裁判所でこれを初期段階で手当をすることが、少年の立ち直りや再非行の防止に有効とされているからである。

そして、家庭裁判所においては、家庭裁判所調査官が人間行動科学の知識や技法を活用して、非行の経緯、動機、態様のみならず、少年の生育歴、家庭環境、生活状況、交友関係、性格、心身の状況等を調査し、少年が非行に至った原因を科学的に解明するとともに、再非行を防止するための教育的な働きかけを行っている。

より重大な事案においては、少年鑑別所に収容し、専門家である少年鑑別所技官によって、より詳しい少年の性格や資質等の心身鑑別が行われることになる。さらに、弁護士が少年の付添人として選任され、付添人という立場から少年の非行の原因を調査するとともに、再非行の防止のために少年に対して非行への認識を深めさせ、あるいは励ますとともに、家庭や職場、学校等に働きかけを行い少年の家庭環境、社会環境の改善・調整が行われることになる。

その上で、少年審判においては、非行事実の内容に加え、上記調査や鑑別の結果を基に、少年の立ち直りのために必要な保護処分が決定されることになる。

その後、上記調査や鑑別の結果を基に、決定された保護処分の中で保護観察所や少年院で少年の立ち直りや再非行防止のための指導が行われることになる。

このような少年法手続の下、少年犯罪は激減し、成人に比べて再犯率も低くなるなど極めて有用に機能しているものといえることができる。

(3) これに対して、成人の刑事事件においては、犯罪行為の経緯、動機、態様等の犯情によって、起訴するかどうか、有罪となったときにどのような処罰を科すのかが決められるため、軽微な事案においては、起訴猶予や略式手続における罰金刑となるケースもある。そして、このような場合には、その犯罪行為の背景にあった要因についてはほとんど目が向けられなくなってしまい、手当されないというおそれがある。

3 少年法の適用対象年齢を引き下げた場合の問題点について

(1) 18歳、19歳という時期について

18歳は高校を卒業する時期であるが、現在は、少子高齢化の影響もあり、大学への進学率が高くなり、高校を卒業したとしても、親からの扶養を離れ、自立した生活を送っているものということはできず、真に自立した生活を送っている者が多いということとはできない。他方で、高校を卒業したことでそれまでの生活環境に比して、自由度が増し、監視の目も緩くなるため、犯罪行為に巻き込まれる危険性も高まる時期であり、これまでの生活に比べて不安定な生活を送りかねない時期でもある。

実際に、2014年（平成26年）における少年事件の約47%が18歳、19歳の少年であり、18歳、19歳の少年に対する対応は、同年齢の健全育成を期す意味でも必要なものであるといえる。

(2) 非行少年への対応が出来なくなり、再犯可能性が高まること

少年法の適用対象年齢を引き下げた場合には、18歳、19歳に少年法が適用できなくなり、その結果、18歳、19歳の者には、犯罪行為の重さに見合った罰しか科すことが出来ず、当該犯罪行為、非行行為の背後にある問題・要因を別途調査することがなくなり、その問題・要因への個別的・教育的な働き掛けを行うことが出来なくなり、その問題・要因を排除することなく社会復帰することとなり、社会内で再犯が増えるリスクが高まってしまうおそれがあるといえることができる。特に、軽微な窃盗や軽度な傷害といった比較的軽微な事案では、起訴猶予となったり、略式命令請求手続を経た罰金という軽い処分で終了することが予想されるため、その背後にある問題・要因については何ら手当がされないままになってしまい、再犯に及ぶ可能性が高まってしまうのである。

実際に、2015年（平成27年）における18歳、19歳の少年院の新収容者の内、窃盗が32.1%、傷害が14.7%となっているところ、検察庁に新規に受理された18歳、19歳の刑法犯の内訳をみても45.9%が窃盗、11.9%が傷害・暴行であり、かかる犯罪行為の成人の起訴猶予率が、窃盗罪で50.7%、傷害罪で55.0%とその半数以上であり、起訴されたときの略式命令請求率も窃盗罪で21.3%、傷害罪で59.6%であるなど、極めて多数の者がほとんど手当をされることなく社会復帰されてしまうということになる（特に18歳、19歳の場合には多くの場合が初犯となるため、起訴猶予率や略式請求率はより高くなるものと思われる。）。

4 結語

以上のとおり、少年法の適用対象年齢を引き下げる立法事実はなく、その合理的な理由も見いだせない。むしろ、少年法の適用対象年齢を引き下げるとは、それまで少年の健全な育成を期することを理念とする少年法の下で手当の対象としていた18歳、19歳の者に対する手当が出来なくなるものであり、かえって再犯率を高めてしまう危険性を含むものである。

当会としても、今後とも、18歳、19歳の少年の立ち直りの機会が奪われることのないように付添人活動に全力で取り組むとともに、少年法の理念を広く社会に理解してもらう活動を行い、少年法の適用対象年齢の引き下げに強く反対するものである。

以上

2018年（平成30年）1月29日

宮崎県弁護士会